

令和 7 年 2 月 18 日

令和 6 年度栃木県議会  
第 405 回通常会議議案(1)

## 令和6年度栃木県議会 第405回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和7年度栃木県一般会計予算	5
第2号議案	令和7年度栃木県公債管理特別会計予算	28
第3号議案	令和7年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算	32
第4号議案	令和7年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	36
第5号議案	令和7年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	40
第6号議案	令和7年度栃木県国民健康保険特別会計予算	43
第7号議案	令和7年度栃木県営林事業特別会計予算	47
第8号議案	令和7年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	51
第9号議案	令和7年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算	54
第10号議案	令和7年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	57
第11号議案	令和7年度栃木県流域下水道事業会計予算	61
第12号議案	令和7年度栃木県電気事業会計予算	66
第13号議案	令和7年度栃木県水道事業会計予算	72
第14号議案	令和7年度栃木県工業用水道事業会計予算	76

第15号議案	令和7年度栃木県用地造成事業会計予算	79
第16号議案	令和7年度栃木県施設管理事業会計予算	83
第17号議案	一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	87
第18号議案	高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	88
第19号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	89
第20号議案	栃木県特別会計設置条例の一部改正について	101
第21号議案	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	102
第22号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	105
第23号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	108
第24号議案	栃木県子ども総合科学館条例の一部改正について	110
第25号議案	栃木県民生委員定数条例の一部改正について	111
第26号議案	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	113
第27号議案	認定子ども園の認定の要件を定める条例の一部改正について	116
第28号議案	栃木県安心子ども基金条例の一部改正について	118

第29号議案	栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部改正について……………	119
第30号議案	県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について……………	121
第31号議案	栃木県建築基準条例の一部改正について……………	125
第32号議案	栃木県公立学校職員給与条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正について……………	126
第33号議案	学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について……………	129
第34号議案	栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	131
第35号議案	栃木県収入証紙条例の廃止等について……………	132
第36号議案	市町村が負担する金額について（危機管理防災局関係）……………	136
第37号議案	県道路線の変更について……………	139
第38号議案	包括外部監査契約の締結について……………	140

## 第1号議案

### 令和7年度栃木県一般会計予算

令和7年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ924,200,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

**第3条** 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

**第4条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

**第5条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

**第6条** 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	273,000,000
	1 県民税	91,182,000
	2 事業税	72,085,000
	3 地方消費税	42,604,000
	4 不動産取得税	5,452,000
	5 県たばこ税	2,411,000
	6 ゴルフ場利用税	2,180,000
	7 軽油引取税	20,484,000
	8 自動車税	36,573,000
	9 鉱区税	7,700
	10 狩猟税	21,000
	11 旧法による税	300

款	項	金 額
2 地 方 消 費 税 清 算 金		109,836,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	109,836,000
3 地 方 讓 与 税		46,100,000
	1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	43,000,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	2,500,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	100,000
	4 自 動 車 重 量 讓 与 税	400,000
	5 森 林 環 境 讓 与 税	100,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,300,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,300,000
5 地 方 交 付 税		151,000,000
	1 地 方 交 付 税	151,000,000
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		600,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	600,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,492,199



	1 負 担 金	4,492,199
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9,878,988
	1 使 用 料	6,740,507
	2 手 数 料	3,138,481
9 国 庫 支 出 金		95,640,023
	1 国 庫 負 担 金	47,285,616
	2 国 庫 補 助 金	45,332,003
	3 委 託 金	3,022,404
10 財 産 収 入		1,685,256
	1 財 産 運 用 収 入	866,299
	2 財 産 売 払 収 入	818,957
11 寄 附 金		95,862
	1 寄 附 金	95,862
12 繰 入 金		31,262,374
	1 特 別 会 計 繰 入 金	365,552
	2 基 金 繰 入 金	30,896,822

款	項	金額
13 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
14 諸収入		139,109,298
	1 延滞金、加算金及び過料等	281,310
	2 県預金利子	251
	3 貸付金元利収入	123,611,441
	4 受託事業収入	951,298
	5 収益事業収入	11,610,604
	6 雑入	2,654,394
15 県債		59,200,000
	1 県債	59,200,000
歳入合計		<b>924,200,000</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 議 会 費		1,571,267
	1 議 会 費	1,571,267
2 総 務 費		42,927,120
	1 総 務 管 理 費	19,276,947
	2 企 画 費	5,179,229
	3 徴 税 費	10,117,660
	4 市 町 村 振 興 費	2,283,428
	5 選 挙 費	976,620
	6 防 災 費	3,388,646
	7 統 計 調 査 費	1,362,169
	8 人 事 委 員 会 費	159,288
	9 監 査 委 員 費	183,133
3 民 生 費		116,883,467

款	項	金 額
	1 社 会 福 祉 費	67,714,583
	2 児 童 福 祉 費	43,092,238
	3 生 活 保 護 費	3,425,525
	4 災 害 救 助 費	20,273
	5 県 民 生 活 費	2,630,848
4 衛 生 費		67,232,036
	1 公 衆 衛 生 費	37,347,139
	2 環 境 衛 生 費	2,595,529
	3 保 健 所 費	2,257,857
	4 医 薬 費	16,351,098
	5 病 院 費	4,434,830
	6 環 境 対 策 費	4,245,583
5 勞 働 費		1,893,981
	1 勞 政 費	257,073
	2 職 業 訓 練 費	1,409,240

	3 失 業 対 策 費	118,527
	4 労 働 委 員 会 費	109,141
6 農 林 水 産 業 費		36,572,497
	1 農 業 費	11,546,255
	2 畜 産 業 費	3,485,721
	3 農 地 費	10,796,432
	4 林 業 費	9,913,779
	5 水 産 業 費	764,355
	6 自 然 保 護 費	65,955
7 商 工 費		128,979,335
	1 商 工 費	127,573,750
	2 観 光 費	1,405,585
8 土 木 費		76,832,585
	1 土 木 管 理 費	4,386,333
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,725,266
	3 河 川 費	17,790,813

款	項	金額
	4 都 市 計 画 費	9,195,163
	5 住 宅 費	2,735,010
9 警 察 費		47,856,281
	1 警 察 管 理 費	46,251,024
	2 警 察 活 動 費	1,605,257
10 教 育 費		188,185,038
	1 教 育 総 務 費	30,184,636
	2 小 学 校 費	61,107,955
	3 中 学 校 費	36,643,759
	4 高 等 学 校 費	37,160,693
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,773,749
	6 社 会 教 育 費	2,188,652
	7 保 健 体 育 費	5,125,594
11 災 害 復 旧 費		2,623,673
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	252,895

	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,340,000
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	30,778
12 公 債 費		99,853,520
	1 公 債 費	99,853,520
13 諸 支 出 金		112,289,200
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	44,039,000
	2 利 子 割 交 付 金	156,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	55,274,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,543,000
	5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	200
	6 配 当 割 交 付 金	1,778,000
	7 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,018,000
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	1,131,000
	9 法 人 事 業 税 交 付 金	5,350,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000

款	項	金 額
歲	出 合 計	924,200,000



第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額		
2 総務費	1 総務管理費	芳賀青年の家解体工事費	275,480	令和7年度	110,192		
				令和8年度	165,288		
	2 企画費	県庁舎周辺整備検討事業費	21,967	令和7年度	15,816		
				令和8年度	6,151		
				「文化と知」の創造拠点整備推進事業費	154,119	令和7年度	82,056
						令和8年度	63,003
						令和9年度	9,060
4 衛生費	6 環境対策費	栃木警察署省エネ設備整備費	80,025	令和7年度	40,013		
				令和8年度	40,012		
		足利警察署省エネ設備整備費	72,897	令和7年度	36,449		
				令和8年度	36,448		
		那須塩原警察署省エネ設備整備費	80,025	令和7年度	40,013		
				令和8年度	40,012		

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 警察費	1 警察管理費	大田原警察署庁舎設計費	211,184	令和7年度	105,592
				令和8年度	105,592
10 教育費	4 高等学校費	鹿沼南高・鹿沼商工高 新校実習棟整備費	2,017,897	令和7年度	201,790
				令和8年度	1,210,739
				令和9年度	605,368
		鹿沼南高・鹿沼商工高 新校受変電設備改修費	258,933	令和7年度	103,573
				令和8年度	155,360
		今市高・今市工業高・日光明峰高 新校大教室等整備費	528,131	令和7年度	6,005
				令和8年度	522,126
		栃木農業高・栃木工業高・ 栃木商業高 新校新校舎等設計費	369,864	令和7年度	73,972
				令和8年度	184,932
				令和9年度	110,960
		真岡北陵高・真岡工業高 新校受変電設備整備費	223,072	令和7年度	55,768
				令和8年度	111,536
令和9年度	55,768				

		真岡北陵高・真岡工業高 新校農場改修費	135,124	令和7年度	67,562
				令和8年度	67,562
		那須拓陽高・那須清峰高 新校本館棟設備整備費	82,958	令和7年度	8,296
				令和8年度	74,662

第3表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
公有財産管理・県有施設最適化システム更新費	令和8年度	64,343
自動車税種別割納税通知書等封入封緘業務委託料	令和8年度	12,827
地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務 (令和7年度発行分)	令和7年度から令和17年度まで	共同発行市場公募地方債(グリーンボンド)に係る債務負担総額130,000,000千円から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額
地震被害想定調査等事業	令和8年度	15,600
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償		1,000,000
森林路網整備事業	令和8年度	15,000
県単治山事業	令和8年度	30,000
自然公園等施設整備事業(県単)	令和8年度	5,000
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証 に対する損失補償(令和7年度融資保証分)		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額)の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証		創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が

事 項	期 間	限 度 額
に対する損失補償（令和7年度融資保証分）		債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証に対する損失補償（令和7年度融資保証分）		新事業開拓支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営改善資金融資保証に対する損失補償（令和7年度融資保証分）		経営改善資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営サポート資金融資保証に対する損失補償（令和7年度融資保証分）		経営サポート資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額（ただし、借換融資のうちサポート借換に限る。）
栃木県信用保証協会の小規模企業資金融資保証に対する損失補償（令和7年度融資保証分）		小規模企業資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払い

		を受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の栃木県農業ビジネス保証制度資金融資保証に対する損失補償（令和7年度融資保証分）		栃木県農業ビジネス保証制度資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額の80分の25に相当する額
離職者等再就職訓練事業費	令和8年度から令和9年度まで	78,606
農業近代化資金利子補給	令和8年度から令和30年度まで	544,865
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和8年度から令和25年度まで	43,750
奨励品種選定基本調査委託事業	令和8年度	160
いちご新品種育成現地試験委託事業	令和8年度	250
大家畜特別支援資金利子補給	令和8年度から令和32年度まで	4,346
養豚特別支援資金利子補給	令和8年度から令和22年度まで	1,474
水利施設整備事業 （部屋南部地区電気通信設備工事）	令和8年度	40,000
水利施設整備事業 （部屋南部地区旧機場撤去工事）	令和8年度から令和9年度まで	310,000
水利施設整備事業 （亀の子堰地区堰（右岸）改修工事）	令和8年度	80,000
水利施設整備事業	令和8年度から令和9年度まで	300,000

事 項	期 間	限 度 額
( 亀 の 子 堰 地 区 堰 ( 左 岸 ) 改 修 工 事 )		
道 路 保 全 事 業 ( 補 助 )	令 和 8 年 度	3,000,000
道 路 保 全 事 業 ( 補 助 )	令 和 8 年 度 から 令 和 9 年 度 ま で	200,000
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 8 年 度	7,000,000
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 8 年 度 から 令 和 9 年 度 ま で	2,830,000
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 8 年 度 から 令 和 10 年 度 ま で	12,500,000
河 川 受 託 事 業	令 和 8 年 度	324,000
安 全 な 川 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 8 年 度	2,655,000
安 全 な 川 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 8 年 度 から 令 和 9 年 度 ま で	1,550,000
ダ ム 施 設 保 全 事 業 ( 補 助 )	令 和 8 年 度	330,000
砂 防 施 設 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 8 年 度	1,000,000
街 路 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 8 年 度	3,000,000
街 路 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 8 年 度 から 令 和 9 年 度 ま で	1,800,000
魅 力 あ る 公 園 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 8 年 度	100,000
道 路 保 全 事 業 ( 県 単 )	令 和 8 年 度	2,000,000

快適で安全な道づくり事業（県単）	令和8年度	600,000
河川砂防保全事業（県単）	令和8年度	335,000
緊急防災・減災対策事業（河川砂防）	令和8年度	310,000
河川砂防施設づくり事業（県単）	令和8年度	80,000
魅力ある公園づくり事業（県単）	令和8年度	20,000
とちぎ学力向上推進事業費	令和8年度	33,400
那須拓陽高・那須清峰高新校整備事業費	令和8年度から令和11年度まで	344,559



第4表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 等 施 設 整 備 費	8,646,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地 域 鉄 道 対 策 事 業 費	52,000	同	上	上
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	1,125,000	同	上	上
土 地 改 良 事 業 費	1,588,000	同	上	上
林 道 事 業 費	60,000	同	上	上
治 山 事 業 費	921,000	同	上	上
県 単 林 道 事 業 費	38,000	同	上	上
県 単 治 山 事 業 費	161,000	同	上	上
自 然 公 園 等 施 設 整 備 費	204,000	同	上	上
国 庫 補 助 道 路 事 業 費	10,766,000	同	上	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国庫補助河川改良費	3,393,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
国庫補助砂防費	868,000	同上	同上	同上
国庫補助街路事業費	1,719,000	同上	同上	同上
公園緑地整備費	284,000	同上	同上	同上
県営住宅建設事業費	903,000	同上	同上	同上
直轄道路事業負担金	2,028,000	同上	同上	同上
直轄河川事業負担金	1,907,000	同上	同上	同上
直轄砂防事業負担金	1,074,000	同上	同上	同上
地方道路等整備事業費	11,426,000	同上	同上	同上
河川等整備事業費	4,359,000	同上	同上	同上
警察施設整備費	618,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備費	1,260,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設整備費	4,621,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
教育施設等整備費	101,000	同上	同上	同上
農林水産施設災害復旧費	67,000	同上	同上	同上
土木施設災害復旧費	866,000	同上	同上	同上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同上	同上	同上
木材産業等高度化推進資金貸付事業費	45,000	普通貸借	1.0%以内	償還年限5年以内とし、定期又は割賦の方法により償還する。
計	59,200,000			

## 第2号議案

### 令和7年度栃木県公債管理特別会計予算

令和7年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,063,332千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		9,274,332
	1 一般会計繰入金	4,616,800
	2 基金繰入金	4,657,532
2 県債		31,789,000
	1 県債	31,789,000
歳入	合計	<b>41,063,332</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 公 債 費		41,063,332
	1 公 債 費	41,063,332
歳 出 合 計		<b>41,063,332</b>

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	31,789,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

### 第3号議案

#### 令和7年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

令和7年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,679,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		2,079,442
	1 貸付金元利収入	2,079,442
2 県 債		1,600,328
	1 県 債	1,600,328
歳 入	合 計	<b>3,679,770</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 地方独立行政法人県立病院貸付金		1,600,328
	1 地方独立行政法人県立病院貸付金	1,600,328
2 公 債 費		2,079,442
	1 公 債 費	2,079,442
歳 出 合 計		<b>3,679,770</b>

## 第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
栃木県立がんセンター貸付金	707,328	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
栃木県立リハビリテーションセンター貸付金	825,000	同	上	同
栃木県立岡本台病院貸付金	68,000	同	上	同
計	1,600,328			

## 第4号議案

### 令和7年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和7年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ473,440千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
2 繰越金		287,563
	1 繰越金	287,563
3 諸収入		185,877
	1 貸付金収入	172,929
	2 預金利子	11
	3 雑収入	12,937
歳入	合計	<b>473,440</b>

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		473,440
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	473,440
歳 出	合 計	<b>473,440</b>

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉資金	令和8年度から令和12年度まで	318,096
寡婦福祉資金	令和8年度から令和12年度まで	26,658
父子福祉資金	令和8年度から令和12年度まで	50,652
修学資金	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校就学期間中	
修業及び技能習得資金	知識及び技能習得期間中5年以内	
生活資金	知識技能を習得している期間中、医療等を受けている期間中、母子家庭等となり生活が安定するまでの間又は失業している期間中離職の日から1年を超えない範囲内の期間	

## 第5号議案

### 令和7年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

令和7年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ306,210千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 共 済 掛 金 収 入		28,468
	1 共 済 掛 金 収 入	28,468
2 国 庫 支 出 金		53,141
	1 国 庫 補 助 金	53,141
3 繰 入 金		55,354
	1 一 般 会 計 繰 入 金	55,354
4 繰 越 金		46
	1 繰 越 金	46
5 諸 収 入		169,201
	1 年 金 給 付 金 収 入	169,200
	2 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	306,210

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 心身障害者扶養共済事業費		306,210
	1 心身障害者扶養共済事業費	306,210
歳 出	合 計	<b>306,210</b>

## 第6号議案

### 令和7年度栃木県国民健康保険特別会計予算

令和7年度栃木県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,797,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		51,716,955
	1 負担金	51,716,955
2 国庫支出金		47,086,779
	1 国庫負担金	34,140,387
	2 国庫補助金	12,946,392
3 財産収入		7,142
	1 財産運用収入	7,142
4 繰入金		11,963,968
	1 一般会計繰入金	10,963,968
	2 基金繰入金	1,000,000
6 諸収入		61,022,756
	1 雑入	61,022,756

款	項	金額
歳入	合計	171,797,600

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 事 業 費		171,797,600
	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	171,797,600
歳 出 合 計		<b>171,797,600</b>

## 第7号議案

### 令和7年度栃木県営林事業特別会計予算

令和7年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ345,490千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月18日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		11,627
	1 使用料	11,627
2 国庫支出金		10,640
	1 国庫補助金	10,640
3 財産収入		72,400
	1 財産売却収入	72,400
4 繰入金		179,761
	1 一般会計繰入金	179,761
5 繰越金		69,068
	1 繰越金	69,068
6 諸収入		1,994
	1 預金利子	1



款	項	金額
	2 雜 入	1,993
歲 入	合 計	<b>345,490</b>

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 県 営 林 事 業 費			172,328
	1 県 営 林 事 業 費		172,328
2 公 債 費			172,862
	1 公 債 費		172,862
3 予 備 費			300
	1 予 備 費		300
歳 出	合 計		<b>345,490</b>

## 第8号議案

### 令和7年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和7年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定		188,320
	1 繰入金	20
	2 繰越金	186,720
	3 貸付金収入	1,580
2 業務勘定		1,820
	1 繰入金	349
	2 繰越金	918
	3 預金利息	2
	4 雑入	551
歳入	合計	190,140

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 貸 付 勘 定			188,320
	1 林業・木材産業改善資金貸付金		188,320
2 業 務 勘 定			1,820
	1 管 理 指 導 事 務 費		1,720
	2 予 備 費		100
歳 出	合 計		<b>190,140</b>

## 第9号議案

### 令和7年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算

令和7年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,630千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月18日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		6
	1 負担金	6
2 繰越金		43,422
	1 繰越金	43,422
3 諸収入		12,202
	1 貸付金元利収入	12,000
	2 預金利子	200
	3 雑収入	2
歳入	合計	55,630

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 中小企業高度化等資金貸付事業費		19,443
	1 中小企業高度化等資金貸付事業費	19,443
2 公 債 費		36,187
	1 公 債 費	36,187
歳 出 合 計		<b>55,630</b>



## 第10号議案

### 令和7年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和7年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,030千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月18日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
2 農業改良資金業務勘定		920
	1 繰入金	289
	2 繰越金	279
	3 預金利子	1
	4 雑入	351
3 就農支援資金貸付勘定		28,575
	2 繰越金	15,188
	3 貸付金収入	13,387
4 就農支援資金業務勘定		535
	1 繰入金	533
	3 預金利子	1
	4 雑入	1

款	項	金額
歳入	合計	30,030

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
2 農 業 改 良 資 金 業 務 勘 定		920
	1 管 理 指 導 事 務 費	500
	2 予 備 費	420
3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定		28,575
	2 公 債 費	19,050
	3 繰 出 金	9,525
4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定		535
	1 管 理 指 導 事 務 費	215
	2 予 備 費	320
歳 出 合 計		30,030

## 第11号議案

### 令和7年度栃木県流域下水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和7年度栃木県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	流域関連市町数	10市町
2	年間総処理水量	58,842,000m <sup>3</sup>
3	一日平均処理水量	161,211m <sup>3</sup>
4	主要な建設改良事業	
	処理場建設改良事業	事業費 2,632,365千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
<b>第1款 流域下水道事業収益</b>		10,135,000千円
第1項 営業収益		6,053,528千円

第2項 営業外収益 4,081,471千円

第3項 特別利益 1千円

支 出

**第1款 流域下水道事業費用 9,895,000千円**

第1項 営業費用 9,703,189千円

第2項 営業外費用 184,810千円

第3項 特別損失 1千円

第4項 予備費 7,000千円

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額893,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,715千円、過年度分損益勘定留保資金391,694千円及び当年度分損益勘定留保資金456,591千円で補てんするものとする。）。

収 入

**第1款 資本的収入 3,586,000千円**

第1項 企業債 626,100千円

第2項 負担金 628,538千円

第3項 受託事業収入 211,290千円

第4項 国庫補助金 2,120,072千円

支 出

第1款 資本的支出	4,479,000千円
第1項 建設改良費	3,587,519千円
第2項 固定資産購入費	6,527千円
第3項 企業債償還金	874,824千円
第4項 国庫補助金返還金	3,130千円
第5項 予備費	7,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鬼怒川上流域下水道 管理費（上流処理区）	令和8年度から令和10年度まで	1,810,000千円
巴波川流域下水道 管 理 費	令和8年度から令和10年度まで	2,020,000千円
令和7年度渡良瀬川下流流域 下水道建設費（思川処理区）	令和8年度から令和9年度まで	717,000千円
令和7年度下水道資源化工場 建 設 費	令和8年度から令和9年度まで	2,356,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	626,100千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会



の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

195,383千円

(他会計からの補助金)

**第10条** 収益的支出に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、895,120千円である。

令 和 7 年 2 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事                      福      田                      富                      一

## 第12号議案

### 令和7年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和7年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間販売電力量	237,200,000キロワット時
2	主要な建設改良事業	
	深山発電所建設事業	事業費 176,757千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
<b>第1款 電気事業収益</b>		<b>3,964,000千円</b>
第1項 営業収益		3,944,482千円
第2項 財務収益		1,049千円
第3項 事業外収益		18,467千円

第4項 特別利益 2千円

支 出

第1款 電気事業費用 3,042,000千円

第1項 営業費用 2,802,336千円

第2項 財務費用 30,967千円

第3項 事業外費用 206,697千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額911,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額143,901千円、地域振興積立金65,417千円、繰越利益剰余金処分額4,583千円及び過年度分損益勘定留保資金697,099千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,045,000千円

第1項 企業債 1,040,000千円

第2項 工事負担金 4,396千円

第3項 長期貸付金償還金 600千円

第4項 固定資産売却代金 1千円

第5項 雑 収 入 3千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 1,956,000千円

第1項 建 設 改 良 費 1,596,123千円

第2項 企 業 債 償 還 金 287,877千円

第3項 繰 出 金 70,000千円

第4項 予 備 費 2,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	足 尾 発 電 所 主 要 変 圧 器 更 新 工 事	千円 389,070	令和7年度	千円 115,027
				令和8年度	115,027
				令和9年度	159,016
		足 尾 発 電 所 配 電 盤 更 新 工 事	185,900	令和7年度	54,681
				令和8年度	54,681

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円	令和9年度	千円 76,538
		東 荒 川 発 電 所 ダ イ オ ー ド 更 新 工 事	6,691	令和7年度	2,650
				令和8年度	4,041
		木 の 俣 発 電 所 主 要 変 圧 器 等 更 新 工 事	175,715	令和7年度	70,286
				令和8年度	87,857
				令和9年度	17,572

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
足尾発電所主要変圧器撤去工事	令和8年度から令和9年度まで	7,260千円
足尾発電所配電盤撤去工事	令和8年度から令和9年度まで	5,500千円
東 荒 川 発 電 所 ダ イ オ ー ド 撤 去 工 事	令和8年度	872千円
木 の 俣 発 電 所 主 要 変 圧 器 等 撤 去 工 事	令和8年度から令和9年度まで	32,186千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
今市発電管理事務所集中監視制御装置更新工事	550,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
板室発電所主要機器更新等工事	330,000千円	同	上	上
足尾発電所主要変圧器更新工事	110,000千円	同	上	上
足尾発電所配電盤更新工事	50,000千円	同	上	上

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第10条** 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

406,941千円

(利益剰余金の処分)

**第11条** 繰越利益剰余金のうち4,583千円は、次のとおり処分するものと定める。

地域振興積立金

(たな卸資産購入限度額)

**第12条** たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令 和 7 年 2 月 18 日 提 出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一

## 第13号議案

### 令和7年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和7年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間供給水量		21,921,900m <sup>3</sup>
2	主要な建設改良事業		
	北那須水道用水供給建設事業	事業費	492,392千円
	鬼怒水道用水供給建設事業	事業費	645,723千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

<b>第1款</b>	<b>水道用水供給事業収益</b>	<b>2,083,000千円</b>
第1項	営業収益	1,992,825千円
第2項	営業外収益	90,173千円



第3項 特別利益 2千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用 1,972,000千円

第1項 営業費用 1,961,541千円

第2項 営業外費用 8,459千円

第3項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,303,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額104,198千円、減債積立金49,283千円、建設改良積立金180,000千円及び過年度分損益勘定留保資金969,519千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 94,000千円

第1項 国庫補助金 93,283千円

第2項 受託工事受入金 1千円

第3項 雑収入 716千円

支 出

第1款 資本的支出 1,397,000千円

第1項 建設改良費	1,138,115千円
第2項 企業債償還金	49,283千円
第3項 諸支出金	1,602千円
第4項 投資	200,000千円
第5項 予備費	8,000千円

(一時借入金)

**第5条** 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第6条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第7条** 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	209,364千円
-------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

## 第14号議案

### 令和7年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和7年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量		8,974,620m <sup>3</sup>
2 主要な建設改良事業		
鬼怒左岸台地地区工業用水道建設事業	事業費	143,468千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
<b>第1款 工業用水道事業収益</b>		<b>890,000千円</b>
第1項 営業収益		543,293千円
第2項 営業外収益		346,706千円
第3項 特別利益		1千円

支 出

<b>第1款 工業用水道事業費用</b>	<b>813,000千円</b>
第1項 営業費用	799,680千円
第2項 営業外費用	12,320千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額226,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,408千円、建設改良積立金90,000千円及び過年度分損益勘定留保資金122,592千円で補てんするものとする。）。

収 入

<b>第1款 資本的収入</b>	<b>12,000千円</b>
第1項 国庫補助金	11,815千円
第2項 工事負担金	1千円
第3項 雑収入	184千円

支 出

<b>第1款 資本的支出</b>	<b>238,000千円</b>
第1項 建設改良費	143,468千円
第2項 長期借入金償還金	90,532千円

第3項 予 備 費 4,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営 業 費 用

2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 47,507千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和7年2月18日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

## 第15号議案

### 令和7年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和7年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	土地分譲	面積	88,637㎡
2	土地造成	事業費	1,762,000千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
<b>第1款</b>	<b>用地造成事業収益</b>	<b>1,879,000千円</b>
第1項	営業収益	1,877,763千円
第2項	営業外収益	1,235千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		

第1款 用地造成事業費用	1,790,000千円
第1項 営業費用	1,772,739千円
第2項 営業外費用	7,260千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額745,000千円は、減債積立金501,591千円、過年度分損益勘定留保資金243,409千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,071,000千円
第1項 企業債	1,634,000千円
第2項 負担金	425,774千円
第3項 長期貸付金償還金	10,400千円
第4項 分譲前受金	1千円
第5項 雑収入	825千円

支 出

第1款 資本的支出	2,816,000千円
-----------	-------------



第1項 建設改良費	1,911,000千円
第2項 企業債償還金	900,000千円
第3項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	1,634,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

## 2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第8条** 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

122,152千円

(重要な資産の取得及び処分)

**第9条** 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

### 1 処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
土地	みぶ中泉地区	200,000 m <sup>2</sup>	売払い及び譲渡

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

## 第16号議案

### 令和7年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和7年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ゴルフ場事業	利用者数	35,000人
2 賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
<b>第1款 経営総合管理事業収益</b>		<b>246,000千円</b>
第1項 営業外収益		246,000千円
<b>第2款 ゴルフ場事業収益</b>		<b>31,000千円</b>
第1項 営業収益		23,100千円
第2項 営業外収益		7,900千円

第3款 賃貸ビル事業収益	204,000千円
第1項 営業収益	203,151千円
第2項 営業外収益	849千円

支 出

第1款 経営総合管理事業費用	246,000千円
第1項 営業費用	228,607千円
第2項 営業外費用	17,393千円
第2款 ゴルフ場事業費用	19,000千円
第1項 営業費用	18,205千円
第2項 営業外費用	795千円
第3款 賃貸ビル事業費用	175,000千円
第1項 営業費用	166,145千円
第2項 営業外費用	8,855千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（翌年度以降の支出の財源に充当する額10,780千円を除く）が資本的支出額に対し不足する額51,000千円（ゴルフ場事業）及び49,780千円（賃貸ビル事業）は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,300千円及び過年度分損益勘定留保資金96,480千円で補てんするものとする。）。

収 入

<b>第1款</b>	<b>ゴルフ場事業資本的収入</b>	<b>8,000千円</b>
第1項	他会計繰入金	7,800千円
第2項	雑収入	200千円
<b>第2款</b>	<b>賃貸ビル事業資本的収入</b>	<b>11,000千円</b>
第1項	修繕預り金収入	10,780千円
第2項	雑収入	220千円

支 出

<b>第1款</b>	<b>ゴルフ場事業資本的支出</b>	<b>59,000千円</b>
第1項	建設改良費	47,300千円
第2項	長期借入金償還金	11,700千円
<b>第2款</b>	<b>賃貸ビル事業資本的支出</b>	<b>50,000千円</b>
第1項	企業債償還金	20,000千円
第2項	長期借入金償還金	30,000千円

(一時借入金)

**第5条** 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第6条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第7条** 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 171,861千円 |
| 2 交際費   | 200千円     |

(他会計からの補助金)

**第8条** ゴルフ場事業に関するクラブハウスリニューアル工事のため電気事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000千円である。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

## 第17号議案

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県条例第 号

#### 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する一時保護施設（以下「一時保護施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

**第2条** 一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

(規則への委任)

**第3条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 第18号議案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県条例第 号

#### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年栃木県条例第56号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例における用語の意義は、法の例による。

（特定公園施設の設置に関する基準）

**第3条** 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1号ホ	傾斜路	当該段差を2センチメートル以内とし、又は傾斜路
第3条第5号イ	90センチメートル	100センチメートル
第6条第1項第2号イ	こと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。	こと。

（規則への委任）

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。



第19号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和26年栃木県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(失職の特例)</p> <p><b>第9条</b> 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の特例)</p> <p><b>第9条</b> 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第20条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せら</p>	<p><b>第20条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せら</p>

れたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

**第20条の3** 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～7 略

れたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

**第20条の3** 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～7 略

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

**第3条** 職員の退職手当に関する条例（昭和29年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p><b>第15条</b> 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p><b>第15条</b> 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る</p>

一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

**第16条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合に

一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

**第16条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合に

あつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

**第17条** 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

**第19条** 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

あつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

**第17条** 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

**第19条** 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

5～8 略

(学校職員の分限に関する条例の一部改正)

**第4条** 学校職員の分限に関する条例（昭和31年栃木県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(失職の特例)</p> <p><b>第10条</b> 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された学校職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の特例)</p> <p><b>第10条</b> 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された学校職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>

(栃木県立自然公園条例の一部改正)

**第5条** 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第45条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><b>第46条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p><b>第45条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><b>第46条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(栃木県屋外広告物条例の一部改正)

**第6条** 栃木県屋外広告物条例（昭和39年栃木県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p><b>第31条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第31条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
-----------	-----------

(栃木県心身障害者扶養共済条例の一部改正)

**第7条** 栃木県心身障害者扶養共済条例（昭和45年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年金の支給停止)</p> <p><b>第9条</b> 第7条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、<u>その執行を受けているとき</u>。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(年金の支給停止)</p> <p><b>第9条</b> 第7条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>懲役又は禁固の刑</u>に処せられ、<u>刑の執行を受けているとき</u>。</p> <p>(3) 略</p>

(中禅寺湖水上安全条例の一部改正)

**第8条** 中禅寺湖水上安全条例（昭和45年栃木県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p><b>第16条</b> 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第16条</b> 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、3月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(自然環境の保全及び緑化に関する条例の一部改正)

**第9条** 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第41条</b> 第18条第1項又は第2項（これらの規定を第25条において準用する場合を除く。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>第41条</b> 第18条第1項又は第2項（これらの規定を第25条において準用する場合を除く。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>

**第42条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。  
 (1)～(3) 略

**第42条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。  
 (1)～(3) 略

(栃木県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

**第10条** 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)  <b>第15条</b> 第8条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)  <b>第15条</b> 第8条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p>

(栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

**第11条** 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第18条</b> 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。            (1)～(3) 略</p>	<p><b>第18条</b> 次の各号の<u>一に</u> 該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。            (1)～(3) 略</p>

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

**第12条** 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年栃木県条例第41号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)  <b>第11条</b> 第5条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。            2 略</p>	<p>(罰則)  <b>第11条</b> 第5条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。            2 略</p>

(栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例の一部改正)

**第13条** 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p><b>第32条</b> 第8条第2項又は第25条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第32条</b> 第8条第2項又は第25条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>

(栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部改正)

**第14条** 栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成14年栃木県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p><b>第9条</b> 第3条又は第7条第1項若しくは第2項の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として第3条又は第7条第1項若しくは第2項の規定に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第10条</b> 略</p> <p>2 常習として第8条第2項の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第11条</b> 略</p> <p>2 常習として第2条、第4条から第6条まで又は第8条第1項の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第9条</b> 第3条又は第7条第1項若しくは第2項の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として第3条又は第7条第1項若しくは第2項の規定に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第10条</b> 略</p> <p>2 常習として第8条第2項の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第11条</b> 略</p> <p>2 常習として第2条、第4条から第6条まで又は第8条第1項の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(栃木県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

**第15条** 栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第69条</b> 第12条第1項若しくは第2項、第16条、第17条第2項、第22条、第23条第2項、第34条第2項、第35条第2項、第38条第2項又は第49条</p>	<p><b>第69条</b> 第12条第1項若しくは第2項、第16条、第17条第2項、第22条、第23条第2項、第34条第2項、第35条第2項、第38条第2項又は第49条</p>



第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(栃木県青少年健全育成条例の一部改正)

**第16条** 栃木県青少年健全育成条例（平成18年栃木県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第56条</b> 第42条第1項の規定に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第42条第2項又は第47条第1号若しくは第4号から第8号までの規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第32条第2項の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4～8 略</p>	<p><b>第56条</b> 第42条第1項の規定に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第42条第2項又は第47条第1号若しくは第4号から第8号までの規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第32条第2項の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4～8 略</p>

(栃木県統計調査条例の一部改正)

**第17条** 栃木県統計調査条例（平成20年栃木県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p><b>第13条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><b>第14条</b> 第11条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第15条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第13条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><b>第14条</b> 第11条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第15条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(栃木県暴力団排除条例の一部改正)

第18条 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第24条 第12条第1項の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第24条 第12条第1項の規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第19条 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年栃木県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第23条 第17条の規定による命令(第16条第1項第1号又は第2号に係るものに限る。)に違反した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 第25条 第15条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第23条 第17条の規定による命令(第16条第1項第1号又は第2号に係るものに限る。)に違反した者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 第25条 第15条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。

(栃木県行政不服審査会条例の一部改正)

第20条 栃木県行政不服審査会条例(平成28年栃木県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第21条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第21条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第21条 栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年栃木県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第53条</b> 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>第53条</b> 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p><b>第54条</b> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>第54条</b> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p><b>第55条</b> 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>第55条</b> 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。  
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。  
（人の資格に関する経過措置）
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘

禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第15条第1項及び第5項、第16条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第19条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第19条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

第20号議案

栃木県特別会計設置条例の一部改正について

栃木県特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県特別会計設置条例の一部を改正する条例

栃木県特別会計設置条例（昭和39年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(特別会計の名称等) 第2条 特別会計の名称、事業の内容又は設置の理由及び歳入歳出は、次に掲げるとおりとする。				(特別会計の名称等) 第2条 特別会計の名称、事業の内容又は設置の理由及び歳入歳出は、次に掲げるとおりとする。			
名称	事業の内容又は設置の理由	歳入	歳出	名称	事業の内容又は設置の理由	歳入	歳出
栃木県公債管理特別会計	略	略	略	栃木県公債管理特別会計	略	略	略
				栃木県用地先行取得事業特別会計	<u>公用又は公共用に供する土地を先行取得する事業</u>	<u>土地売払収入、一般会計繰入金、県債及び附属諸収入</u>	<u>土地取得に要する経費、県債償還金、県債利子及びその他の諸支出</u>
略				略			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



(深夜勤務及び時間外勤務の制限)

### 第7条 略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

### 3 略

4 前3項の規定は、配偶者等で、負傷、疾病、老齢等により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」

\_\_\_\_\_と読み替えるものとする。

### 第17条 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

**第17条の2** 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

(深夜勤務及び時間外勤務の制限)

### 第7条 略

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

### 3 略

4 前3項の規定は、配偶者等で、負傷、疾病、老齢等により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、\_\_\_\_\_「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と読み替えるものとする。

### 第17条 略

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度において、介護両立支援制度等その他の事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

**第17条の3** 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



第22号議案

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条関係）		別表第1（第2条、第3条関係）	
1～22の2 略		1～22の2 略	
23 採石法（昭和25年法律第291号。 <u>以下この項において「法」という。</u> ）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ <u>電子的方法により行われる申請に係るものを除く。</u> ） (1) <u>法第33条の規定による認可の申請の受理等</u> (2) <u>法第33条の5第1項の規定による認可の申請の受理等</u>	略	23 採石法（昭和25年法律第291号_____）に基づく事務のうち、 <u>同法第33条及び第33条の5第1項の規定による認可の申請の受理等</u>	略
24・24の2 略		24・24の2 略	
25 砂利採取法（昭和43年法律第74号。 <u>以下この項において「法」という。</u> ）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (砂利採取場の区域の全部又は一部が同法第16条第2号に規定する河川区域等の区域内にある場合に係るもの及び電子的方法により行われる申請に係るものを除く。) (1) <u>法第16条の規定による認可の申請の受理等</u>	略	25 砂利採取法（昭和43年法律第74号_____）に基づく事務のうち、 <u>同法第16条及び第20条第1項の規定による認可の申請の受理等</u> (砂利採取場の区域の全部又は一部が同法第16条第2号に規定する河川区域等の区域内にある場合に係るもの_____を除く。)	略

(2) 法第20条第1項の規定による認可の申請の受理等			
25の2～29 略		25の2～29 略	
29の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下この項において「平成27年改正法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 略 (9) 法第49条第1項の規定による立入調査等（第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、 <u>第13号、第15号及び第16号</u> に掲げる事務に係るものに限る。） (10)・(11) 略 (12) 法第50条の規定による報告の徴取（前各号及び次号から <u>第17号</u> までに掲げる事務に係るものに限る。） (13) 略 (14) <u>法第51条第3項の規定による公表（前号に掲げる事務に係るものに限る。）</u> (15) <u>法第51条第4項の規定による措置及び公告（第13号に掲げる事務に係るものに限る。）</u> (16) <u>法第51条第5項の規定による費用の徴収（前号に掲げる事務に係るものに限る。）</u> (17) 略	略	29の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下この項において「平成27年改正法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 略 (9) 法第49条第1項の規定による立入調査等（第1号、第2号、第4号、第5号、第7号 <u>及び第13号から第15号まで</u> ）に掲げる事務に係るものに限る。） (10)・(11) 略 (12) 法第50条の規定による報告の徴取（前各号及び次号から <u>第16号</u> までに掲げる事務に係るものに限る。） (13) 略  (14) <u>法第51条第3項の規定による措置及び公告（前号）</u> に掲げる事務に係るものに限る。） (15) <u>法第51条第4項の規定による費用の徴収（前号）</u> に掲げる事務に係るものに限る。） (16) 略	略
29の3 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（前項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第13号及び <u>第15号</u> に掲げる事務に係るものに限る。） (1)・(2) 略	略	29の3 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（前項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第13号及び <u>第14号</u> に掲げる事務に係るものに限る。） (1)・(2) 略	略
29の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基	略	29の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基	略

<p>づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第16条第1項____の規定による勧告</p> <p>(6) 法第16条第2項____の規定による公表</p>		<p>づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第15条の4第1項の規定による勧告</p> <p>(6) 法第15条の4第2項の規定による公表</p>	
29の5～35の3 略		29の5～35の3 略	
<p>35の4 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下この項において「政令」という。）及び都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(50) 略</p> <p>(51) 省令第39条第2項____の規定による<u>揭示及び掲載</u></p> <p>(52) <u>省令第39条第3項の規定による揭示及び掲載</u></p> <p>(53) <u>省令第39条第5項の規定による揭示及び掲載</u></p>	略	<p>35の4 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下この項において「政令」という。）及び都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(50) 略</p> <p>(51) 省令第39条第2項、<u>第3項及び第5項の規定による揭示</u>_____</p>	略
35の5～36の2 略		35の5～36の2 略	
<p>37 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法第6条第1項の規定による確認の申請（<u>電子的方法により行われるものを除く。</u>）の受理等</p> <p>(4)～(130) 略</p>	略	<p>37 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法第6条第1項の規定による確認の申請_____の受理等</p> <p>(4)～(130) 略</p>	略
37の2～42 略		37の2～42 略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第23号議案

栃木県手数料条例の一部改正について

栃木県手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表第1（第2条、第3条、第5条関係）</b>		<b>別表第1（第2条、第3条、第5条関係）</b>	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～471の4 略		1～471の4 略	
472 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	<u>33,000円（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円）</u>	472 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	<u>33,000円</u>
473 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	<u>33,000円（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円）</u>	473 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	<u>33,000円</u>
474～517 略		474～517 略	
備考 略		備考 略	

## 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

第24号議案

栃木県子ども総合科学館条例の一部改正について

栃木県子ども総合科学館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県子ども総合科学館条例の一部を改正する条例

栃木県子ども総合科学館条例（昭和63年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
<b>別表（第9条の2関係）</b>					<b>別表（第9条の2関係）</b>					
区 分			大人	小人	区 分			大人	小人	
観覧料の基準額	展示室	1人につき	普通利用券	<u>620円</u>	<u>230円</u>	展示室	1人につき	普通利用券	<u>530円</u>	<u>220円</u>
			年間利用券	<u>3,650円</u>	<u>1,050円</u>			年間利用券	<u>3,130円</u>	<u>1,030円</u>
遊具利用料の基準額	プラネタリウム	1人1回につき	<u>540円</u>	<u>200円</u>	プラネタリウム	1人1回につき	<u>220円</u>	<u>100円</u>		
	自転車	1人1時間につき	<u>290円</u>	<u>170円</u>	自転車	1人1時間につき	<u>220円</u>	<u>100円</u>		
備考 略					備考 略					

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第25号議案

栃木県民生委員定数条例の一部改正について

栃木県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県民生委員定数条例の一部を改正する条例

栃木県民生委員定数条例（平成26年栃木県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																				
<p>民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により、民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">足利市</td> <td style="text-align: right;">350人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐野市</td> <td style="text-align: right;">277人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日光市</td> <td style="text-align: right;">238人</td> </tr> <tr> <td>小山市</td> <td style="text-align: right;">306人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>那須塩原市</td> <td style="text-align: right;">227人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下野市</td> <td style="text-align: right;">109人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下都賀郡壬生町</td> <td style="text-align: right;">86人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	足利市	350人	略		佐野市	277人	略		日光市	238人	小山市	306人	略		那須塩原市	227人	略		下野市	109人	略		下都賀郡壬生町	86人	略		<p>民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により、民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">足利市</td> <td style="text-align: right;">347人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐野市</td> <td style="text-align: right;">275人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日光市</td> <td style="text-align: right;">237人</td> </tr> <tr> <td>小山市</td> <td style="text-align: right;">304人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>那須塩原市</td> <td style="text-align: right;">214人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下野市</td> <td style="text-align: right;">108人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下都賀郡壬生町</td> <td style="text-align: right;">85人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	足利市	347人	略		佐野市	275人	略		日光市	237人	小山市	304人	略		那須塩原市	214人	略		下野市	108人	略		下都賀郡壬生町	85人	略	
足利市	350人																																																				
略																																																					
佐野市	277人																																																				
略																																																					
日光市	238人																																																				
小山市	306人																																																				
略																																																					
那須塩原市	227人																																																				
略																																																					
下野市	109人																																																				
略																																																					
下都賀郡壬生町	86人																																																				
略																																																					
足利市	347人																																																				
略																																																					
佐野市	275人																																																				
略																																																					
日光市	237人																																																				
小山市	304人																																																				
略																																																					
那須塩原市	214人																																																				
略																																																					
下野市	108人																																																				
略																																																					
下都賀郡壬生町	85人																																																				
略																																																					

## 附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。



第26号議案

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年栃木県条例第23号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p><b>第4条</b> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。)(省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。この場合において、省令第39条第2項(省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第82条の2第2項、第104条の4第2項(省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項</p> <hr/> <p>及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、</p>	<p>(人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p><b>第4条</b> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。)(省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。この場合において、省令第39条第2項(省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第82条の2第2項、第104条の4第2項(省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項、<u>第139条の3第2項(省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)</u>、<u>第154条の2第2項(省令第155条の12において準用する場合を含む。)</u>及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「5年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)」と、</p>

省令第53条の3第2項（省令第58条において準用する場合を含む。）及び第90条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、省令第73条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第5号、第7号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、省令第139条の3第2項（省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（省令第155条の12において準用する場合を含む。）及び第192条の11第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、省令第191条の3第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間）」と \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, 省令第204条の2第2項（省令第206条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間（第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間）」とする。

省令第53条の3第2項（省令第58条において準用する場合を含む。）及び第90条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第2号、第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、省令第73条の2第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第5号、第7号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年間）」と \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, 省令第191条の3第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、省令第192条の11第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、2年間）」と、省令第204条の2第2項（省令第206条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間（第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間）」とする。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第2条** 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年栃木県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）</p> <p><b>第4条</b> 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第54条第2項（省令第61条において準用する場合を含む。）、第92条第2項及び第288条第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第2号、第</p>	<p>（人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）</p> <p><b>第4条</b> 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条及び第6条に定めるものを除くほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第54条第2項（省令第61条において準用する場合を含む。）、第92条第2項及び第288条第2項中「2年間」とあるのは「5年間（第2号、第</p>



第27号議案

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第 号

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年栃木県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <p>1・2 略</p> <p>3 施設設備</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる基準を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理の機能を有する設備を備えるときは、(3)の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる等栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>4～7 略</p>	<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <p>1・2 略</p> <p>3 施設設備</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる基準を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理の機能を有する設備を備えるときは、(3)の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士_____により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる等栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>4～7 略</p>

備考 略

備考 略

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第28号議案

栃木県安心こども基金条例の一部改正について

栃木県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県安心こども基金条例の一部を改正する条例

栃木県安心こども基金条例（平成21年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 国が県に交付する子育て支援対策臨時特例交付金により_____、安心して子育てができる環境の整備を図るため、栃木県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、<u>令和12年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> 国が県に交付する子育て支援対策臨時特例交付金により、<u>保育所の計画的な整備等を促進し</u>、安心して子育てができる環境の整備を図るため、栃木県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第29号議案

栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部  
改正について

栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年栃木県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(委員の定数)  <b>第3条</b> 政令第2条第5項の栃木県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるとおりとする。            (1)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 略</p>	<p>(委員の定数)  <b>第3条</b> 政令第3条第5項の栃木県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるとおりとする。            (1)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 略  <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>算定政令附則第4条第1項の規定が適用される場合における第8条から第10条まで、第13条及び第14条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第8条</td> <td style="width: 30%;">算定政令</td> <td style="width: 60%;">算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同項第1号</td> <td>算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第</td> </tr> </table>	第8条	算定政令	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令		同項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第
第8条	算定政令	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令					
	同項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第					

		1号
第9条	算定政令	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第1号に掲げる額を同項第2号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額を算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号
第10条	算定政令	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号
第13条	算定政令	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第1号に掲げる額を同項第2号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額を算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号
第14条	算定政令	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令
	同項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号
<u>2・3</u> 略		<u>3・4</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第30号議案

県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について

県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年栃木県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p><b>第4条</b> 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、<u>水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に定めるところによる。</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p><b>第4条</b> 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>_____。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(4) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令</u></p>

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第31条及び第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格

は、政令第7条に定めるところによる。

(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として規則で定める者

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第31条及び第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格(1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道に係る資格を除く。)は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定による資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として規則で定める者

2 法第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格(1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道に係る資格に限る。)は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法による大学の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業し

た後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号、第3号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、前号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として規則で定める者

(政令が改正された場合の措置)

第6条 政令第5条又は第7条の規定（これらの規定に基づく省令の規定を含む。以下「資格関係規定」という。）が改正された場合における前2条の規定の適用については、当該資格関係規定の改正の際の経過措置の規定が定められたときにあつては当該経過措置の規定の例によることとし、当該経過措置の規定が定められないときにあつては知事が定めるところにより当該改正前の資格関係規定の例によることができる。

第7条 略

第6条 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### 第31号議案

#### 栃木県建築基準条例の一部改正について

栃木県建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県条例第 号

##### 栃木県建築基準条例の一部を改正する条例

栃木県建築基準条例（昭和57年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害危険区域内の建築制限)</p> <p><b>第5条</b> 前条の規定により指定された災害危険区域内において、居室を有する建築物を建築する場合には、当該建築物はその基礎及び主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、当該居室の開口部が急傾斜地法第2条第1項に規定する急傾斜地（以下この条において「急傾斜地」という。）に面していないものでなければならない。ただし、当該建築物に係る急傾斜地について同条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事がなされている場合その他崖崩れによる被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)</p> <p><b>第47条</b> 法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物について第20条第1号、第24条第1項、第26条及び第38条の規定を適用する場合には、法第86条の4第1号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</p>	<p>(災害危険区域内の建築制限)</p> <p><b>第5条</b> _____災害危険区域内において、居室を有する建築物を建築する場合には、当該建築物はその基礎及び主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、当該居室の開口部が急傾斜地法第2条第1項に規定する急傾斜地（以下この条において「急傾斜地」という。）に面していないものでなければならない。ただし、当該建築物に係る急傾斜地について同条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事がなされている場合その他がけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)</p> <p><b>第47条</b> 法第86条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物について第20条第1号、第24条第1項、第26条及び第38条の規定を適用する場合には、法第86条の4第1項第1号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第32号議案

栃木県公立学校職員給与条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正について

栃木県公立学校職員給与条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県公立学校職員給与条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正)

第1条 栃木県公立学校職員給与条例(昭和32年栃木県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第13条の2 第7条第3項から第10項まで及び第8条の3 _____ _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。		(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第13条の2 第7条第3項から第10項まで、 <u>第8条の3、第9条の2及び第9条の3</u> の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	
別表第3 (第9条の2、第9条の3関係)		別表第3 (第9条の2、第9条の3関係)	
区 分	学 校 名	区 分	学 校 名
	小 学 校		小 学 校
	中 学 校		中 学 校
へき地学校に準ずる学校	日光市立中宮祠小学校 茂木町立逆川小学校	へき地学校に準ずる学校	日光市立中宮祠小学校 <u>日光市立小来川小学校</u> 茂木町立逆川小学校
略		略	
略		略	

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年栃木県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>3～9 略</p> <p style="text-align: center;">(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2～5 略</p> <p>6 栃木県公立学校職員給与条例第7条第3項、第4項、第6項及び第8項から第10項まで並びに第8条の3並びに新学校給与条例第7条第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>7 略</p> <p style="text-align: center;">(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第5条</b> 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>3～9 略</p> <p style="text-align: center;">(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2～5 略</p> <p>6 栃木県公立学校職員給与条例第7条第3項、第4項、第6項及び第8項から第10項まで、第8条の3、第9条の2並びに第9条の3並びに新学校給与条例第7条第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>7 略</p> <p style="text-align: center;">(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第5条</b> 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附</p>

則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）とする。

## 2・3 略

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第9条** 暫定再任用職員に対する第16条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員を除く。）」とする。

則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）とする。

## 2・3 略

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第9条** 暫定再任用職員に対する第16条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員を除く。）」とする。

## 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）及び暫定再任用職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号）附則第2条第2項に規定する暫定再任用職員をいう。）（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる栃木県公立学校職員給与条例第9条の3の規定は、施行日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用職員について適用する。



第33号議案

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（以下「配偶者等」という。）で、負傷、疾病、老齢等により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるものとして教育委員会規則で定め</p>	<p>（深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者 _____ で、負傷、疾病、老齢等により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるものとして教育委員会規則で定め</p>

る者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」

と読み替えるものとする。

#### 第16条 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

**第16条の2** 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(以下「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度において、介護両立支援制度等その他の事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

**第16条の3** 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

る者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第2項中「3歳に満たない

子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、  
「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と読み替えるものとする。

#### 第16条 略

### 第34号議案

#### 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県条例第 号

##### 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

栃木県立学校の設置及び管理に関する条例（昭和35年栃木県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 1 中学校		別表（第2条関係） 1 中学校	
名 称	位 置	名 称	位 置
栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	略	栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	略
栃木県立とちぎ学びの夢学園	栃木市		
略		略	
2・3 略		2・3 略	

#### 附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 栃木県立学校の授業料等に関する条例（昭和24年栃木県条例第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<b>第1条</b> 県立の中学校（ <u>栃木県立とちぎ学びの夢学園を除く。</u> ）に入学を志願する者は、2,200円の入学考査料を納付しなければならない。	<b>第1条</b> 県立の中学校_____に入学を志願する者は、2,200円の入学考査料を納付しなければならない。
2 略	2 略

第35号議案

栃木県収入証紙条例の廃止等について

栃木県収入証紙条例を廃止する等の条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県収入証紙条例を廃止する等の条例

(栃木県収入証紙条例の廃止)

第1条 栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)は、廃止する。

(栃木県立学校の授業料等に関する条例の一部改正)

第2条 栃木県立学校の授業料等に関する条例(昭和24年栃木県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条の2 削除	第1条の2 前条の入学考査料は、栃木県収入証紙をもって納付するものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。

(栃木県手数料条例の一部改正)

第3条 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 削除	(手数料の徴収方法) 第3条 県が徴収する手数料は、証紙徴収の方法によって徴収する。ただし、次に掲げる手数料については、この限りでない。 (1) 別表第1の8の7の項から8の9の項まで、8の11の項、8の12の項、55の2の項から55の4の項まで、125の項、126の項、303の項、328の項から331の項まで、375の項、376の2の項、377の項、512の項及び513の項の事務に係る手数料

<p>別表第1 (第2条、第5条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>	<p>(2) <u>地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による委託を受けた手数料（前号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>
--	---

(栃木県公害紛争処理条例の一部改正)

**第4条** 栃木県公害紛争処理条例（昭和45年栃木県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p><b>第8条</b> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第8条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 第1項及び前項の手数料は、栃木県収入証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</u></p>

(栃木県立産業技術専門校条例の一部改正)

**第5条** 栃木県立産業技術専門校条例（昭和47年栃木県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入校試験料)</p> <p><b>第9条</b> 略</p>	<p>(入校試験料)</p> <p><b>第9条</b> 略</p> <p><u>2 前項の入校試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</u></p>

(栃木県立衛生福祉大学校条例の一部改正)

**第6条** 栃木県立衛生福祉大学校条例（昭和59年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入学試験料) 第6条 略</p>	<p>(入学試験料) 第6条 略 <u>2 前項の入学試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</u></p>

(栃木県農業大学校条例の一部改正)

第7条 栃木県農業大学校条例（昭和59年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入学試験料) 第5条 略</p>	<p>(入学試験料) 第5条 略 <u>2 前項の入学試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</u></p>

(栃木県警察関係手数料条例の一部改正)

第8条 栃木県警察関係手数料条例（平成12年栃木県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(手数料の徴収方法)</u> 第13条 県が徴収する手数料は、証紙徴収の方法によって徴収する。ただし、次に掲げる手数料については、この限りでない。 <u>(1) 第8条第1項の表1の項及び第9条の表2の項に係る手数料</u> <u>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による委託を受けた手数料（前号に掲げるものを除く。）</u></p>

第13条～第15条 略

第14条～第16条 略

(栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第9条 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例（平成14年栃木県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第10条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料) 第10条 略</p> <p>2 <u>使用料は、栃木県収入証紙により納付しなければならない。ただし、次に掲げる使用料については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>技術支援センターの有料施設等の利用に係る使用料</u></p> <p>(2) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託する使用料（前号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による廃止前の栃木県収入証紙条例（以下「旧証紙条例」という。）第6条の規定により売りさばかれた栃木県収入証紙（消印、汚染又は毀損があるものを除く。以下「売りさばき済証紙」という。）は、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

3 次項の場合を除き、売りさばき済証紙を保有する者は、令和13年3月31日までの間は、これを知事に返還して当該売りさばき済証紙の証紙面金額に相当する金額の還付を受けることができる。

4 施行日の前日において旧証紙条例第6条に規定する指定人である者は、旧証紙条例第8条の規定により買い受けた栃木県収入証紙（消印、汚染又は毀損があるものを除く。）を施行日以後遅滞なく知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和13年3月31日までの間に返還した者に対し、規則で定める金額を還付するものとする。

### 第36号議案

#### 市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定により、令和7年度において県が行う建設事業に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
防災情報システム整備事業費	宇都宮市	円	円 5,005,000
	足利市		5,005,000
	栃木市		5,005,000
	佐野市		5,005,000
	鹿沼市		5,005,000
	日光市		5,005,000
	小山市		5,005,000
	真岡市		5,005,000
	大田原市		5,005,000



事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	矢板市	250,250,000 円	5,005,000 円
	那須塩原市		5,005,000
	さくら市		5,005,000
	那須烏山市		5,005,000
	下野市		5,005,000
	上三川町		5,005,000
	益子町		5,005,000
	茂木町		5,005,000
	市貝町		5,005,000
	芳賀町		5,005,000
	壬生町		5,005,000
	野木町		5,005,000
	塩谷町		5,005,000
	高根沢町		5,005,000
	那須町	5,005,000	

事 業 名	負 担 市 町 村 名	事 業 費	負 担 額
	那 珂 川 町	円	円 5,005,000

第37号議案

県道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

整理番号	旧新別	路線名	起	重要な経過地	備考
			終		
233	旧	小川大金停車場線	那須郡那珂川町小川		
			那須烏山市大金停車場		
	新	小川田野倉線	那須郡那珂川町小川		
			那須烏山市田野倉		

### 第38号議案

#### 包括外部監査契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和7年4月1日
- 3 契約金額 16,016,000円以内
- 4 費用の支払方法 概算払とし、四半期ごとの支払
- 5 契約の相手方 宇都宮市一番町3番17号 福 田 栄
- 6 契約の相手方の資格 公認会計士